

表9 昭和57年短期給付額

給付区分		給付件数	給付金額	組合員1人当り の給付額
法定給付	療養の給付	169,832 ^作	2,238,793,055 ^円	
	家族療養の給付	213,497	2,000,028,839	
	療養費	1,607	11,045,972	
	家族療養費	1,748	10,631,086	
	家族高額療養費	2,158	75,014,556	
	薬剤給付	17,843	91,294,753	
	看護移送料	32	2,427,543	
	小計	406,717	4,429,235,804	192,275
	出産費	470	82,155,416	
	配偶者出産費	218	33,944,413	
	育児手当金	669	1,605,600	
	埋葬料	36	9,914,128	
	家族埋葬料	157	34,134,486	
傷病手当金	231	52,869,897		
出産手当金	4	1,320,936		
休業手当金	1	23,856		
災害見舞金	11	4,945,688		
小計	1,797	220,914,420	9,590	
合計	408,514	4,650,150,224	201,865	
附加給付	家族療養費	112,490	291,925,200	
	出産費	466	4,660,000	
	配偶者出産費	218	2,180,000	
	育児手当金	665	3,990,000	
	埋葬料	34	548,100	
	家族埋葬料	157	2,418,145	
	傷病手当金	44	8,943,081	
	災害見舞金	19	4,165,535	
	結婚手当金	571	25,695,000	
入院附加金	2,670	13,396,650		
合計	117,334	357,921,711	15,538	
総計	525,848	5,008,071,935	217,402	

関に行き組合員証を提示して療養の給付（現物給付）を受けることが建前となっているが、緊急その他やむを得ない事情で、保険医以外の医者にかかった場合や、組合員が住んでいる地域に保険医がいない場合などで、組合員証を使用しなかったときは、共済組合がその必要を認めた場合に限り、一定の基準により算定して、療養費の支給が行われる。

また、医師の指示あるいは同意により、看護、移送、輸血、コルセット等

の治療用器具、ハリ、キユウ、マッサージ等に要した費用や、外国へ出張中に受けた治療費等も、その必要が認められれば、治療費として現金給付される。

療養費で注意を要する事項を二、三あげると

(一) 移送料

病人を、医師の指示により転地療養や帰郷療養させる場合、また、重症で病院まで歩けず乗物を使うときは、移送料が支給される。ただし、事前の

承認が必要である。

したがって、通常の診療治療のための通院に要する交通費は、移送料の支給対象とならない。

移送の費用は、患者の直接的な移送

費（汽車、電車、自動車等の運賃）のほか看護人の付添いが必要とした場合は、看護人の運賃、手当・宿泊料も支給の対象となる。

また、移送したときは領収書、看護人を要したときは、医者等の証明書等が必要である。

(二) 柔道整復師の施術

柔道整復師（日本柔道整復師会の会員に限る）に組合員証を提示して骨折脱臼、打撲等の施術を受けることができる。

この場合、窓口で組合員については一部負担金を、被扶養者については、費用の三割を立替え払いし、後日共済組合（互助会）より自動給付される。

同会の会員でない柔道整復師の施術を受けたときは、共済組合（互助会）に療養費の請求をすることができる。この場合、「算定基準」により算出した額が療養費として支給される。

(三) ハリ・キユウ師の施術

ハリ・キユウ師の施術は、医療機関において療養を受けても所期の効果が得られなかったもの、またはいままでも受けた治療の効果からみて治療効果があらわれないと判断されるもので医師がその必要を認めた場合に療養費払いをするものである。したがって、ハリ・キユウの施術料と療養の給付と重複して支給することはできない。

また、ハリ・キユウにかかる療養費の支給は、初療の日から六カ月が限度とされている。

五 第三者加害行為（交通事故など）

組合員や被扶養者が、交通事故などで負傷した場合、共済組合からすると第三者の行為で起きた負傷であるから当然、加害者がその損害を負担するのが普通である。